

(写)

令和 7 年 8 月 26 日

静岡地方最低賃金審議会

会 長 畑 隆 殿

静岡地方最低賃金審議会

静岡県最低賃金専門部会

部会長 畑 隆

静岡県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 7 年 7 月 18 日、静岡地方最低賃金審議会において付託された静岡県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので報告する。

加えて、本年の答申に当たっては、別紙 2 の内容について、政府に対し強く要望することも付記する。

また、別紙 3 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和 5 年 10 月 1 日発効の静岡県最低賃金(時間額 984 円)は令和 5 年度の静岡県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

笹 原 恵	国立大学法人静岡大学 静岡大学 学術院 情報学領域 教授
畑 隆	学校法人常葉大学 常葉大学 経営学部 特任教授
柳 川 実	株式会社静岡新聞社 参与

労働者代表委員

内 山 千 穂	日本労働組合総連合会静岡県連合会 副事務局長
平 野 雅 紀	ヤマハ労働組合連合会 会長
丸 山 玄 太	J A M 静岡 副書記長

使用者代表委員

梶 本 丈 喜	株式会社ケーイーコーポレーション 会長
鈴 木 良 則	一般社団法人静岡県経営者協会 専務理事
田 中 秀 幸	静岡県中小企業団体中央会 専務理事

静岡県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

静岡県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,097 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

- 1 中小企業・小規模事業者が最低賃金引上げの原資を確保するために、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分について価格転嫁が確実に行われるよう、履行の強制化・罰則強化も含め、一層の取組の強化を要望する。
- 2 最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者が、継続的に生産性及び収益力の向上に資する支援のほか、設備投資や研究開発投資、販路拡大、人材育成、新規事業開拓など「稼ぐ力」を高めるための先行投資に資する支援の拡充を要望する。
- 3 各種支援は、中小企業・小規模事業者の事務的負担が少なく活用しやすい、より一層の実効性のあるものとなるよう要望する。
また、支援内容の詳細は、速やかに公表し、各事業者が、どのような支援を受けられるのか把握できるよう、周知・広報を徹底することを要望する。
- 4 働いているにも関わらず、満足な生活ができない状態の労働者を取り巻く様々な問題に対応するには、最低賃金の引き上げだけで対応できるものではないことから、同問題の解消を図るための支援の拡充を要望する。
- 5 いわゆる「年収の壁」を意識せず労働者が働くことができ、企業が労働力を確保できるようにするため、税制を改正するほか、社会保障制度の抜本的な見直しを行うことを要望する。
- 6 非正規雇用の正規雇用への転換・処遇改善、いわゆる氷河期世代の活躍支援、高齢者の雇用・就業対策などの雇用対策について、最低賃金・賃金の引上げ支援と並行、かつ、拡充して行うことを要望する。

静岡県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

(令和 5 年度)

- (1) 件 名 静岡県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 984 円
- (3) 発 効 日 令和 5 年 10 月 1 日

2 生活保護水準

(1) 比較対象者

18 ～ 19 歳 ・ 単身世帯者

(2) 対象年度

令和 5 年度

(3) 生活保護水準 (令和 5 年度)

生活扶助基準 (第 1 類費 + 第 2 類費 + 期末一時扶助費) の静岡県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額 (102,818 円)。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の (2) に掲げる金額の 1 箇月換算額 (註) と上記 2 の (3) に掲げる金額を比較すると静岡県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(註) 1 箇月換算額

984 円 (静岡県最低賃金) × 173.8 (1 箇月平均法定労働時間数)
× 0.807 (可処分所得の総所得に対する比率) = 138,012 円